

日経BP 山口光恒の『地球温暖化 日本の戦略』 連載第 9 回

米国の行方占うリーバーマン・ウォーナー法案[前編]

<http://premium.nikkeibp.co.jp/em/column/yamaguchi/19/index.shtml>

最右翼の温暖化防止法案は何を狙っているのか？

2008 年 1 月 21 日(月)公開

上院の委員会を僅差で通過

昨年 8 月から 3 回に分けて、米国議会に当時提出されていた、キャップ・アンド・トレードを含む 10 本の温暖化関連法案について、この欄で論じた。そこでも簡単に触れたが、その後 10 月 18 日に、従来の案を統合したかたちでリーバーマン・ウォーナー法案が上院に提案された(S2191、America's Climate Security Act of 2007)。本案は提出前から、他の案に比べて採択の可能性が高いと言われていたが、実際、11 月 1 日には、4 対 3 の小差ながら上院の環境・公共事業小委員会を通過。そして 12 月 5 日には、賛成 11、反対 8 で上院の環境・公共事業委員会を通過した。

上院で可決するには、当然のことながら過半数(51 人)の賛成が必要であるが、法案の審議を打ち切って投票にかけるには 60 人以上の賛成が必要になる。しかも、いったん上院を通過しても大統領が拒否権を行使すれば、上院で再可決するには 3 分の 2、つまり 67 人以上の賛成を必要とする。このほか、下院の法案との調整もある。したがって、この法案の成立見込みは現時点では不透明である。また、筆者が昨年 9 月に米連邦議会のスタッフ数人と面談した感触では、「現ブッシュ政権継続中に法律となる見込みはかなり低い」というのが、ほとんどの見方であった。仮に法律となる場合でも、議会を通るのは早くも 2009 年、施行されるのは 2011 年か 2012 年くらいと予想されている。

とはいえ、現在、最も注目されている法案であるうえ、内容的にも世界貿易機関(WTO)の諸規定に抵触する可能性のある貿易条項を含み、さらには炭素の回収・貯留(CCS)促進に言及するなど、注目すべき点が多々ある。また、法案を注意深く読むことにより、米国でどのようなことが考えられているのかについての示唆も得ることができる。

当然のことながら、法案はあくまで「法案」であって、法律ではない。議会での審議を経て、内容にかなり修正が加えられるものと思う(実際、上院の小委員会採決時点でマイナーな修正が行われた。また報道によると、委員会採決時にも共和党から 150 件以上の修正案が出された)。完全に廃案になる可能性もある。しかし、今後、米議会の審議はおそらくこの法案を中心に進むものと

思われるので、この時点で、その内容を分析しておく必要があると考え、ここにまとめた次第である。以下、個々の事項について内容を説明しつつ、コメントを述べるという形式で進む。

なお、法案の内容は極力注意して読んだが、読み違いがある可能性がある。この点、あらかじめご容赦願いたい。

法案に記された米国への脅威とは何か？

【前文および法案の目的】

ここでは温暖化を放置した場合の脅威として、以下の4つを挙げている。

1. 米国の安全保障(national security)と経済
2. 米国人の健康と福祉
3. 他国の幸福
4. 世界の環境

米国への脅威があくまで第一で、この点は理解できる。ただし、そのうちでも安全保障と経済への影響が最も重要という発想は、日本ではあまりポピュラーではないものである。

「法案の目的」を見ると、地球規模の温暖化による大規模な悪影響を避けるために、温室効果ガス(GHG)排出量を大幅に削減するとあるが、続いて米国経済の力強い成長を維持し、国民の福祉水準を下げずに(avoiding the imposition of hardship on United States citizens)削減をめざすとし、まさに環境と経済の両立を明示している。

もう1点、主要な排出源にキャップ(排出上限値)をかけるだけではなく、運輸部門や建築物・電気製品部門には、別の対策の必要性を認めている点も指摘しておく。

【排出上限値(キャップ)】

この法案は、一般的には、経済全体をカバーする(economy wide)と言われている。しかし、実際には、電力や製造業、石油生産・輸入などの部門で、二酸化炭素(CO₂)換算でGHGを年間1万t以上排出する施設だけが対象となる。したがって、中小企業や農業、それに家庭からの排出で、上記対象施設で捕捉されていない分は抜けることになる。法案では、これで国全体のどの程度をカバーするのかの明記はないが、80%程度と推定できる。

さて、「キャップ」であるが、まず2012年に、CO₂換算で現在の水準である52億tに戻し、以降2050年まで毎年削減を続け、最終的にはCO₂換算で15億6000万tにする案となっている。2020年と言うと、2005年水準よりも15%減(1990年比では5%増)、2050年には1990年比63%削減で

ある。2007年8月に、同法案の概略が発表になった際には、2020年に2005年比10%減としていたが、最終的には15%減と厳しくなった(2050年については不変)。これを、すでに提出されているいくつかの法案と比較すると下記の通りであり、この法案が、いくつかの法案のなかで、中庸の位置を占めることがわかる。

■リーバーマン・ウォーナー法案の厳しさは中程度

法案ごとの GHG 排出量の削減率				
法案	2020年時点	2030年時点	2050年時点	
			1990年比	2000年比
S.280 (リーバーマン Lieberman)	1990年レベル	1990年比-22%	-60%	(-65%)
S.309 (サンダース Sanders)	同上	1990年比-27%	-80%	(-83%)
S.485 (ケリー Kerry)	同上	1990年比-28%	(-60%)	-65%
S.1766 (ビングマン Bingaman)	2006年レベル (1990年比+16%)	1990年レベル	(-54%)	(-60%)
H.R.1590 (ワックスマン Waxman)	1990年レベル	2021年から 年5%削減	-80%	(-83%)
S2191 (リーバーマン・ウォーナー Lieberman/Warner)	2005年比-15% (1990年比+5%)	(2005年比-33%) (1990年比-18%)	-63%	(-70%)

米議会に提出されている主要な温暖化関連法案を比較。削減レベルは法案やエネルギー省の試算など、何らかの資料から転載した。括弧書きのものは、比較しやすいように、筆者が米環境保護局のGHG排出目録から試算した。ビングマン法案に関しては、2050年時点の削減量が2006年比60%削減とされる

2030年までの10年間で無償配分は激減

【初期配分】

セクター別の初期配分の内訳は、下の表の通りである。2012年には、オークションで24%を配分し、残りの76%は無償配分(Grandfathering、うちエネルギー・産業部門の対象施設への配分は

45%)とするが、2050年には、オークションで73%、無償配分を27%(うちエネルギー・産業部門への配分はゼロ)とする。2036年以降、企業は全量をオークションで購入しなければならない。

■初期配分の理想はオークションか無償配分か

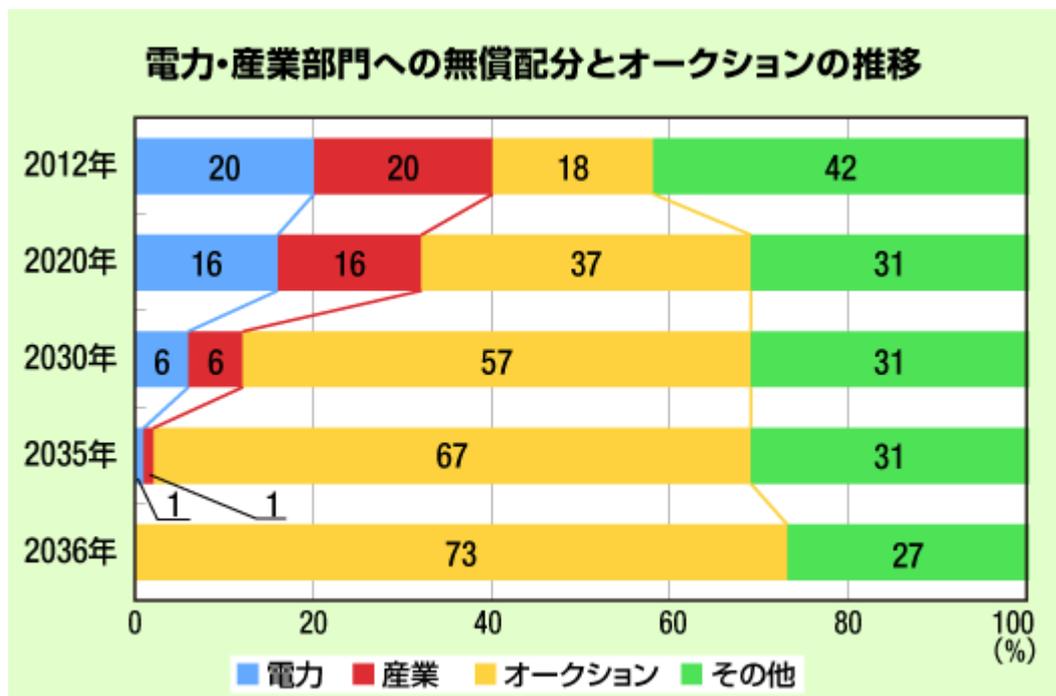
リーバーマン・ウォーナー法案の初期配分の内訳					
初期配分		2012年	中間年 (カッコ内は中味の説明)	2050年	
オークション	一般オークション	18%	毎年増加、2036年に73%で頭打ち	73%	
	初期オークション	6%	2013年4%、2014年2%	—	
無償配分	州	省エネ奨励用 (2%)	9%(*1)	(建物に厳しい基準を課した州など)	2%
		厳格規制奨励用 (2%)		(連邦政府より厳しい規制を課した州へ)	2%
		一般配分用(5%)		(公共交通機関整備など多目的に使用)	5%
	配電会社	10%	(排出権を売却し、中低所得者への影響緩和等に使用)	10%	
	CCSへの追加配分	4.50%	2012年4.5%、2039年0.5%で打ち止め	—	
	農業省	5%	(農業・林業での排出削減及び吸収促進に使用)	5%	
	外国の森林保護活動	3%	(外国の森林保護活動支援)	3%	
	対象施設	電力(20%)	45%	年とともに減少、2035年に1%。以降はゼロ	—
		産業(20%)		同上	—
		規制以前の努力(5%)		2016年に1%、以降はゼロ	—
合計		100.5%		100%	

(*1)2050年まで不変

上記を合計すると2012年の配分総量は100.5%となる。この原因はCCSへの4.5%の追加配分にあるが、CCSの追加配分は年平均では4%であるので時系列平均では計算が合う。また、対象施設のうち「産業」部門には石油等輸送用燃料の生産・輸入施設を含む

オークションと企業への無償配分の割合の推移を次の図にまとめたが、2020年から2030年の間に、無償配分割合が急速に減少することがわかる。ただし、この法案自体に定期見直し条項が含まれているので、仮にこの通り施行されても、状況により緩和(あるいは強化)があり得る点に注意が必要である。

■2020年から2030年の間に電力・産業部門への無償配分割合が急速に減少



電力・産業部門では2012年がそれぞれ20%が無償配分されるが、その後、急速に減少する。両部門ともエネルギー起源のCO₂排出割合は20%を上回っており、厳しい状況となる

「初期配分の内訳」の表の配分を見て、上記以外ですぐに気づくのは、州や配電会社 (load-serving entities、最終消費者に電力を供給する会社)、外国の森林保護活動への配分等である。これらについて簡単に補足する。

まず、州への配分であるが、建物についての厳しい効率基準を採用した州や、国が決めるGHG排出量の削減以上の基準を採用した州への配分とともに、低所得者への影響緩和、公共交通機関の整備、技術開発などに使用することを目的に、2050年まで、毎年9%を州に配分する。配電会社への割り当て分は、配電会社がそれを売却して得たお金で、中・低所得者への影響緩和や需要側のエネルギー効率向上に使われる。仮に、この法案が施行される場合、電気をはじめエネルギー料金がかなり上昇することが十分予想されるが、その影響を最も受ける中・低所得者に対す

る悪影響の緩和を目指している(というより、こうした条項がないと法案の通過が容易ではないことを示すものと思われる)。

もう一つ目立つ点は、CCS の優遇ぶりである。EPA(米環境保護局)が定めた基準を満たし、85%以上の炭素貯留が可能であるようなプロジェクトには、2035 年まで、平均 4%の排出権の無償配分がある。プロジェクト実施企業にとっては CCS で排出量が減るうえに、さらに排出権まで入手できるわけで、CCS の促進を目指す政府の意思の表れであろう。

一方、農林部門への割り当てのうちで特に目を引くのは、外国の森林保護活動(森林回復、植林、森林管理など)に対する排出権の配分である。この理由として、世界の GHG 排出の 2 割が土地利用および森林からの排出であること、特に途上国からの排出では、その割合が4割にもなることを挙げ、森林破壊防止など、こうした部門からの排出抑制が、排出削減枠組みへの途上国の自主的参加を促すことになるとしている。従来、どちらかという、エネルギー起源の CO₂ 排出にばかり重点が置かれていたが、森林伐採による排出など、それ以外の排出の大きさが認識されており、この内容は、そうした動きを踏まえたものとなっている。それにしても、他国での森林保護活動に対してまで国内排出権を与えるというやり方は、極めて米国的だと思う。

難航が予想される排出権の適正な配分

【電力および産業部門、および両業種の個々の施設への(無償)初期配分】

「オークションと無償配分の推移」の表の通り、電力および産業部門への(無償)初期配分は、2012 年はそれぞれ 20%だが、その後、急速に減少する。まず、この 20%という数字は、現状に対してどの程度のものか。

EPA のデータによると、エネルギー起源の CO₂ 排出割合は、産業部門が 27%、電力部門が 40%と、いずれも、割り当ての 20%を上回っている(2005 年)。したがって、この法案が仮に通るとすると、両部門とも 2012 年から、かなり厳しい状況となる。とりわけ大きな影響を受けるのが電力部門だ。欧州連合(EU)では、コスト上昇部分は価格引き上げで吸収可能であるとして、EU 排出権取引(EU-ETS)のフェーズ 2 では電力に対する初期配分を大幅に削減した国が多い。米国においても、同様の考えかもしれない。

次に、両部門の個々の施設への初期配分はどうか。まず電力は、新規参入施設と既存施設に分け、配分の仕方は異なっている。新規の施設の場合は、その施設の発電量にすべての対象発電施設の平均原単位を乗じて得た量である。例えば、英国では、新設の火力発電所に対する排出権の割り当てはガス火力をベンチマークとしているが、米国ではそうっておらず、英国ほど厳

しくない。既設発電所の場合は、完全に、過去の排出量に応じた実績配分である。具体的には次の通り。

電力への無償配分相当分 × 当該施設排出量(過去3年) / 電力全体の排出量(過去3年)

なお、「電力への無償配分相当分」とは、そこから新規参入用の取り置き等を除いたものである。

産業部門への無償配分も、既設については、基本的には電力と同じく過去の排出量に応じた実績配分である。すなわち

産業部門への無償配分相当分 × 当該施設排出量(過去3年) / 産業部門全体の排出量(過去3年)

新規参入については EPA が追って定めるとあり、また、施設を閉鎖する場合には、当該施設に割り当てられた排出権も没収される。ただし、この規定は、企業が非効率な施設を閉鎖して、より効率のよい施設を導入する妨げになる可能性がある点に注意すべきである。

ここで、産業部門の既設施設への配分について、大きな疑問がある。原文を読んだ限りでは、EPA がまず業種別の配分を行い、そのうえで業種ごとに上記の方式に従って個別施設への配分を決めるという手法ではなく、産業部門に属するすべての対象施設への割り当てを、上記の式で決めると読めることである。もしそうだとしたら、今後の成長が期待できる業種に属しているかどうかに関わりなく、すべて過去の排出量の比で初期配分が決まってしまう。この矛盾は、新規参入の枠で調整するのもかもしれないが、もし、こうした調整が行われなければ、成長業種に属する施設とそうでない施設の間で著しい不公平感が生じ、初期配分をめぐる、かなり難航することが予想される。このあたりを実際にどのように扱うのかは、留意点の一つであろう。

米国の行方占うリーバerman・ウォーナー法案[後編]

<http://premium.nikkeibp.co.jp/em/column/yamaguchi/20/index.shtml>

米経済への悪影響を極力排除 垣間見える米国至上主義

2008年2月4日(月)公開

法案に盛り込まれるカーボン・オフセット

前編では、今、米国議会で最も注目されているリーバerman・ウォーナー法案の概要と排出権の配分について触れた。今回の後編では、同法案が成立した場合の産業界や他国への影響について、詳細に解説する。まず、海外からのクレジット購入など、「緩和措置」について分析したい。

前編で解説したように、リーバerman・ウォーナー法案では、対象施設は初期割り当てに基づいて排出権取引を行うことになっている。ただし排出権価格には、ビンガマン・スペクター法案のよう

な上限値(セーフティ・バルブ)はない。したがって排出権価格は、かなり上下する可能性がある。しかも、排出上限値(キャップ)を超えた場合、超過トン数に200ドルを乗じた額、あるいは超過トン数に排出権価格の3倍を乗じた額の大きい方を罰金として支払ったうえに、次年度以降、超過分を相殺することが求められている。

こうしたなかで、いくつかの緩和措置が考慮されている。そのうちの 하나가、バンキングとボロイングである。バンキングとは、ある年度の排出量が当該年度の排出上限値を下回った場合、差分を次年度以降に持ち越せる制度で、ボロイングはこの反対の手法である(ただし、ボロイングには一定の制限がある)。これ以外に、国内でのオフセット(相殺)と、世界からクレジットを購入するという二つの手法が明記されている。

まず、国内オフセットについてだが、国内の農林分野および土地利用プロジェクトで削減した温室効果ガス(GHG)クレジットを、15%を限度として対象施設の割当量に上乗せできるという仕組みだ。仮に排出上限が100として、オフセットをフルに活用すれば、115まで排出が可能となる。これは、現在、日本政府が検討中の国内CDM(クリーン開発メカニズム)に相当するアイデアであるが、対象を農林分野と土地利用に限っている点が特徴である。このことから、この分野が、キャップ・アンド・トレードの対象になっていないことが分かる。

国内オフセットよりも日本にとって重要なのが、海外からの排出権の購入の取り扱いである。こちらと同じく、最高15%まで認められるが、購入相手は米国政府が認定したGHG排出権取引市場からのものに限られる。認定の要件は、外国政府の実施するキャップ・アンド・トレード(特定業種を対象にしたものも含む)であって、米国政府が、自国のそれと同等の厳しさがあると認めたものに限定される。

以上の通り、対象施設に絶対排出量のキャップを課しつつ、達成費用総額の最小化(社会的費用の最小化)のために、対象施設同士の排出権取引や、国内他部門・海外から一定割合のクレジットの入手を認めている。理屈のうえの話であるが、仮に日本のある業種が当該業種だけでキャップ・アンド・トレードを実施し、それが米国政府によって米国と同等の厳しさを持つものと認定された場合、余剰があれば米国に売ること可能なのである。

オークション収入を米政府はどう使う？

オークションについては、前編でも触れた通り、2012年の18%から、2036年以降は73%までオークションの割合が上昇する。政府に膨大な収入が入るが、この使途はどうするのか。

全体の55%は、エネルギー関連技術の普及・展開(deployment)プログラムの実施に用い、残りの45%はエネルギー支援基金に20%、被用者訓練基金に5%、適応基金に20%をデポジットとして貯

め置くことになっている。

■エネルギー関連技術の普及・展開に収入の大半を投資

オークション収入の用途		
項目名	配分 (%)	備考
エネルギー関連技術の普及・展開	55	うち<脱>・<低>炭素エネルギー関連技術に 45%等
エネルギー支援基金	20	うち 75%は貧困者への支援
被用者訓練基金	5	気候変動と国家安全保障基金に 45%のうち 5%分を配分することもできる
適応基金	20	

気候変動が米国の安全保障に影響を与える可能性のある場合、「気候変動と国家安全保障基金」として、エネルギー支援基金等 45%分から 5%を回すことができるとの規定も盛り込まれている

そのうえで、エネルギー関連技術の普及・展開については、次の通り用途が限定されている。すなわち、<脱>・<低>炭素エネルギー関連技術（発電や高効率製品開発など）に 45%以内、石炭関連（発電と炭素隔離・貯蔵）に 28%以内、セルロース系バイオ燃料に 7%、そして、より進んだ技術を使う自動車製造のインセンティブに 20%以内である。

次に、全体の 20%を占めるエネルギー支援基金であるが、このうちの 75%は、対策実施で影響を受ける貧困層の支援に当てる。被用者訓練基金は、この法律により職を失った労働者の職業訓練や、配置転換される労働者への支援等に当てられる。こうした条項が挿入されているということは、法律実施によるエネルギー価格の上昇が貧困層に与える悪影響や失業などをある程度覚悟していることを暗示している。

一方の適応基金は全額、野生生物や魚類などが気候変動に適応して生き抜くための資金として使われる。ここで注意が必要なのは、例えば、海面上昇に備えて堤防を築くといった人間生活の適応には、使われないという点である。

以上が、オークション収入の使途の全貌である。しかし法案には、さらなる記述がある。それは気候変動が、米国の安全保障に影響を与える可能性のある場合、基金の使途(エネルギー支援基金等 45%分)から 5%をこちらに回すことができるとの規定である。

具体的には、国務長官を議長に、国防長官や環境保護局長官などからなる委員会は、毎年、議会に対して下記の報告をする。すなわち、

1. 他国が法的拘束力のある温暖化対策をどの程度進めているか
2. 温暖化の悪影響が、世界の脆弱な地域での政治的不安定や国際紛争の原因となる、あるいはそれを悪化する程度はどれほどか
3. その結果として、例えば難民発生や水・食糧・土地およびその他資源を巡る国際・国内紛争の発生など、米国の安全保障を潜在的に脅かすことになるかどうか

以上の諸点である。さらに委員会は、地球上の不安定な地域での政治的不安定を避けるための基金計画の策定により、米国の安全保障を確固たるものにする必要の有無についての勧告も行う。大統領がこの勧告を実施するため資金が必要と判断した時は、上記の基金から 5%を気候変動安全保障基金につぎ込むことが規定されている。

どこまで本気かは別にして、温暖化が地域紛争の原因になりうる点を見通しているという意味では慧眼である。しかし、こうしたことが起こった場合、オークション収入の 5%で具体的に何ができるのかはまったく不明である。

他国への貿易措置を用意。同等の義務を負わせる

法案を読んで最も感じるのは、他国に対する厳しい態度である。このあたりは、いかにも天動説の米国である。法案第6章は、「GHG 排出削減の地球規模の努力」と題されている。この目的を一言で言えば、他国にも米国と同様の削減努力を要求し、一定期間後に、米国に匹敵する努力を怠っている国からの輸入品には、クレジットの購入を義務付ける(つまり、米国製品との競争条件を揃える)という内容である(1月23日に発表された EU の排出権取引第3フェーズにもこれに似た趣旨があり注意が必要であるが、こちらについては具体的内容は固まっていない状況である)。

米国が京都議定書上の義務を負っていないなかで、日本や EU は必死の削減努力をしている。日本が米国からのエネルギー多消費型製品の輸入について、何らかの課徴金をかけたら米国がどう反応するか見物であるが、米国は自国が真剣に温暖化対策を実施する以上、他国にも同様の努力を要求する。しかも、米国の努力に匹敵するかどうかは、米国が判断するという恐ろしい条

項である。こうしたことが発生すれば、必ず WTO(世界貿易機関) 抵触問題が発生すると思われ、今のうちに法的適合性の検討が必要である。

まず、基本的な考え方として、米国は「温暖化に対処するには、すべての主要排出国が衡平に (equitably) 削減することを約束する、法的拘束力のある協定」の合意に向けて努力することをうたっている。そして、そうした協定が国際貿易に影響する手段をどこまで含むかについては、多国間、あるいは、二国間の交渉によるべきだとの基本スタンスを明らかにしている。しかし、法案の内容は必ずしもそうではない。

具体的な流れは、次の通りである。大統領は 2019 年から、他国が米国の削減努力に匹敵する努力をしているかどうかを判定のうえ、公表する。この際、相手国のベースラインとなる排出量も勘案する(つまり、他国の GHG 排出量の伸びを米国が判断する)。そして、米国の輸入業者に対して販売するための国際備蓄排出権プログラム (international reserve allowances program) を策定する。

2020 年には、対象商品(別途定義されるエネルギー集約的商品等)を米国に輸入しようとする者は、当該商品とともに、その商品に必要な国際備蓄排出権を米国政府から購入のうえ、提出する義務を負う。商品ごとに何トン分の排出権の提出が必要かは、追って定める。最貧国からの輸入等、一部の例外を除き、もし排出権を提出できなければ、米国への輸入は認められない。ただし、輸入業者は国際備蓄排出権の代わりに外国のキャップ・アンド・トレード制度の下で、外国政府の発行した排出権で代用することは可能である。ただし、その制度が「米国の努力に匹敵する」ものでなければならない。

この一連の条項は、途上国を意識したものと思われる。法案が成立しても実際にこうした手段が採用されるのは 2019 年以降であるが、これは、その時点で途上国が、米国が認める排出削減努力をしていなければ、途上国からの輸入品に事実上の関税をかけるということである。また、2023 年以前に、この措置の有効性を見直す条項も含まれている。

成立のために超えなければならない大きな課題

この法案は、CCS(炭素の隔離・貯留)にもかなり前向きである。まず、法律施行後1年以内に、CCS の商業化に向けた政令の制定を定めている。さらに、同じく1年以内に、CCS 評価の手法を開発し、開発後2年以内に、全米での CCS の貯留能力を評価する。この一環として貯留サイトのランキング付けのための貯留能力や危険度のデータも取りまとめる。興味深いのは、専門家を含む関係者からなるタスクフォースを立ち上げ、「サイト閉鎖後の法的枠組み」「環境および安全上の配慮」「潜在的法的責任のコスト」の研究を行うとある点である。もちろん、法律となった場合の

話であるが、技術の研究と並んで、このような研究も同時並行で実施されることは、どちらかと言うと技術先行型の日本が学ぶべき点であろう。

一方、法案の最終章には、これまでの脈絡と切り離して企業の環境リスク開示義務の条項がある。それによると、法施行後2年以内に、証券取引委員会(SEC)は株式発行者(企業)に対して、株式投資家に温暖化に関連する重大なリスクの開示を義務付ける規則の公布を行う。より具体的には、企業は、温暖化による企業の財務面への影響、および企業経営に影響を与える経済自体への潜在的影響を開示しなければならない。米国では、すでに、こうした動きが始まっている(2007年9月20日の『The Economist』誌に Firms are coming under increasing pressure to say more about global warming と題する興味深い記事が掲載されている)。こうした動きを連邦法で後押ししようというものである。

以上、リーバーマン・ウォーナー法案の内容を検討してきた。この法案が、果たして法律として成立するかどうかはまったく不明である。1990年の大気浄化法の改訂過程をつぶさに調べてみれば、法案が法律として採択されるのがいかに困難なことかが直ちに理解できる。とはいえ、どこかの時点で、これに近い法律が制定される可能性は否定できない。今のうちに内容を検討し、米国議会の考え方を知る手がかりをつかむことは重要である。

今回は、こうした視点から検討を加えたが、この法案の最大の問題は、果たして電力および産業部門への初期割り当てがそれぞれ20%ということで合意が得られるかどうか、また、対象施設への配分が、過去の排出量に完全に依存しており、これまでの努力や今後の成長性をまったく反映しない点だ。このような内容で、果たして、産業部門の合意が得られるものだろうか。

もう一つの問題は、米国が対策をとる場合には他国にも同様のことを要求し、それにフォローしない国には貿易制限を課すという強い態度である。この点はビンガマン・スペクター法案でも共通しているが、WTOで黒と判断される可能性もある。今後、環境と貿易の両立をめぐる新たな論点として浮かび上がることも十分考えられる。